

令和 8 年度 振興助成金の募集要項

公益財団法人大電教育振興会

公益財団法人大電教育振興会は、佐賀県の教育の振興を図ることにより社会の発展に寄与することを目的に、教育の機会を提供し、未来を広げる教育関係諸団体の主催する行事、活動等に対する教育振興助成として振興助成金の交付を行います。

令和 8 年度の振興助成金の交付先を、下記により募集します。

記

1 対象

佐賀県東部（佐城地域及び三神地域）の教育関係諸団体の教育の振興を図る活動であることとします。

ただし、過去 3 年以内（令和 5 年度、令和 6 年度、令和 7 年度）に大電教育振興会の振興助成金の交付を受けた団体は、原則申請はできません。

*令和 4 年度以前に振興助成金の交付を受けた団体は申請できます。

佐城地域とは、佐賀市、多久市、小城市です。

三神地域とは、鳥栖市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、みやき町、上峰町です。

*活動の例は、当財団のホームページ（<https://dydenkyoiku-s-zaidan.p-kit.com/>）の「振興助成金の交付事業」に掲載している過去の交付実績をご参照ください。

2 助成金額、件数

(1) 1 件当たりに助成する金額は、原則として消費税を含めて 20 万円以内とします。

(2) 助成件数は、7 件程度とします。

3 応募・選考・交付の時期

(1) 応募期間は、令和 8 年 5 月 18 日（月）～令和 8 年 7 月 17 日（金）までに必着とします。

(2) 選考は、原則として、8 月の選考委員会にて、申請書に記載されている内容から趣旨目的・重要性・具体性・実現性・必要性（緊要）・有効性・発展性などの視点に基づき総合的に判断を行います。

(3) 選考結果は、9 月上旬までに代表者に書面で通知します。

(4) 助成金の交付は、原則として 9 月末までに行います。

（贈呈式を実施する場合は、助成事業概要等についてプレゼンを行っていただきます。）

4 応募要領

(1) 振興助成金を希望する団体は、ホームページに掲載している「見本」を参考にして振興助成金申請書（助成第 1 号様式）に必要事項を記載し、以下財団担当者宛にメール後、受信確認のため、お電話ください。

財団事務局 担当者：江口、紫原（しはら）

TEL：0942-85-7017

E-mail：takuya_eguchi@dyden.co.jp

* 申込団体が学校以外のときは、申込団体の会則と前年度の活動及び収支決算が判る報告書（総会資料など）を添付してください。

(2) 必要に応じ、後日、メール等で問い合わせの他、ヒアリングを行う場合があります。

5 決定の取消し、中止、返還

振興助成金を決定された教育関係諸団体で、次のいずれかに該当したときは、助成の決定を取消し、助成を中止、または既に助成した金の一部または全部の返還を求めることがあるものとします。

- (1) 虚偽の申し出または報告を行ったとき
- (2) 振興助成金申込書に記載した利用計画の大部分を中止したとき
- (3) 1年後を目途に活動状況報告を行わないとき

6 活動結果の報告

内閣府の指導、及び以後の選考の参考とするため、助成金交付1年後を目途に、活動結果等について、振興助成金活動報告書（助成第2号様式）の提出をお願いします。

報告内容は次のとおりです。

- ・対象者（参加人数）、日程と活動状況
- ・申請当初の目的達成状況
- ・教育的効果・成果に対する所見等
- ・3年先の姿（希望）に向けた活動計画
- ・活動状況を写した写真等（当日の様子など）
- ・今後の活動の見通し・課題

* なお、振興助成金活動報告書（助成第2号様式）は、財団の理事会、評議員会、選考委員会および佐賀県への報告資料として、写真等については、当財団のホームページ等に掲載し、財団の活動レポート、団体の御紹介等に使用いたします。

* 顔写真など使用できないものは報告書に載せないようにしてください。

7 問い合わせ先

〒849-0114 佐賀県三養基郡みやき町大字中津隈 3330 大電株式会社内

公益財団法人大電教育振興会 事務局：江口

TEL：0942-85-7017 FAX：0942-51-2222

E-mail：takuya_eguchi@dyden.co.jp

以上